



検査データを取り扱うために

■ ラベルの標準化：医学的に必要な粒度で定義（JLAC検査名称程度）

- 「臨中ネット」事業では「測定法」を000とすることに
 - 新しい検査法の速やかな収載が必要
 - 検査機器・部門システムベンダの対応表対応が必要

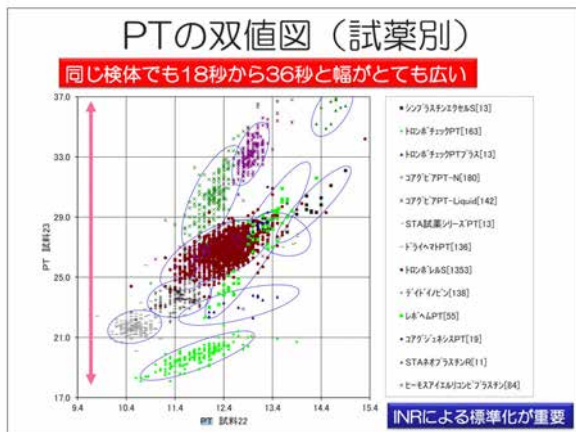
一般	JLAC11				レセ電	
	検査名称(12)			測定法(3)		結果(2)
	分析物(5)	識別(4)	材料(3)			
HbA1c	HbA1C(NGSP)			ラテックス凝集比混濁法	構成比	HbA1c
HbA1C	HbA1C(NGSP)			その他クロマトグラフィー	構成比	HbA1c
赤血球数	赤血球数(RBC)			自動機械法	赤血球数	末梢血液一般検査
白血球数	白血球数(WBC)			自動機械法	白血球数	末梢血液一般検査

JLACは細かすぎる

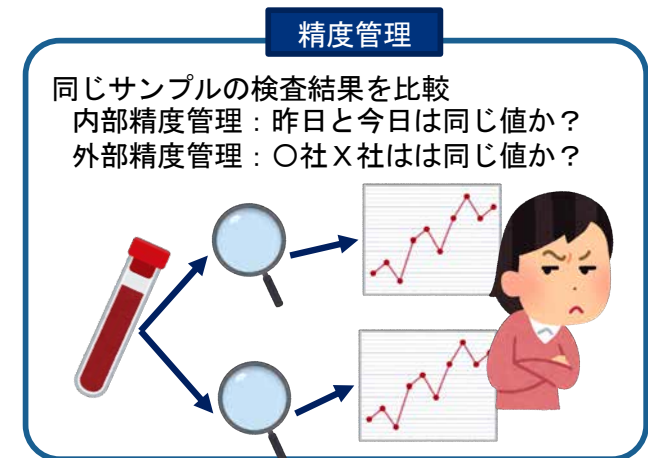
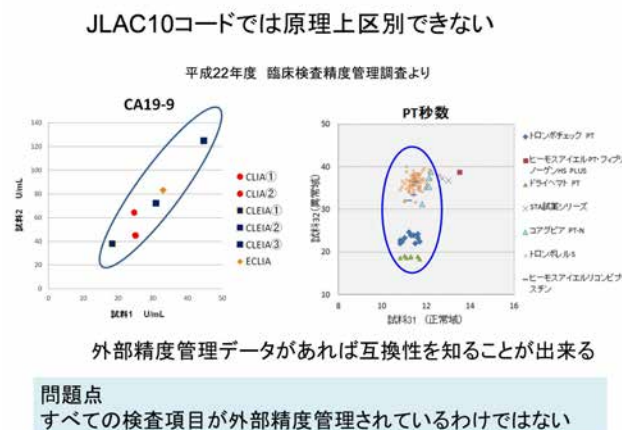
レセ電コードは大雑把すぎる

■ 値の標準化：外部精度管理（値の標準化）を制度的に義務づけて

- 全く同じ検査でも測定機器と試薬の組合せで結果が異なる例もある
 - 比較して「変換式」や「調整係数」を適用



日本医師会





NDBはなかなか使わせてくれない...

NDBの根源的課題：法的根拠 と 体制 の不備

- NDBの法的根拠
 - 高齢者の医療の確保に関する法律（H20）：本来行政企画・分析目的
 - 新たな情報通信技術戦略工程表（H22）：第三者提供開始
 - ⇒ あくまで高確法16条の目的でしか利用できない
 - ⇒ 「石橋を叩く」運用（匿名化と慎重審査）
- NDBの体制
 - 年間40~50件 平均所要日数 271日
(R3.3.19 厚労省第3回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会資料)
 - 保険データ企画室 4名 + 外注運用業者 数名

	NDB 日	ResDAC 米	CNAMTS 仏	NHIS 韓	衛生福利部 台
件数(年)	40~50件	300~400件	50名 定期利用	729件	130件程度
人員	4名	15名 (管理業務無)	技術者90名 管理者30名	55名	15名

(NDBは、R3.3.19 厚労省第3回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会資料 と 黒田による厚労省実数確認)
 (他は、H30.5.30 厚労省 第2回 医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議資料 より 黒田が抜粋・算出)



「今ある」「標準的な」「データベース」に「法的位置付け」と「運用強化」を



医療情報基本法待望論（黒田私案）

- 医療情報基本法（私案）
 - 医療情報は、医療の発展に資する、社会全体の共有財産であると規定
 - 医療情報は、死者の情報も含めて、配慮が必要な個人情報であると規定
 - 国は、社会の共有財産たる医療情報を、安全に利用可能な状態で蓄積・管理する義務があると規定
 - 国民は、医療情報を社会に還元する義務があると規定
- 「出口制御」に基づく本人保護の仕組み（私案）の整備を

